

登米市移住・定住促進パンフレット作成業務 仕様書

1 業務の名称

登米市移住・定住促進パンフレット作成業務

2 業務の目的

市外に在住し移住を検討している方々に、登米市への興味・関心を向けてもらうため、移住・定住支援策をはじめ、本市の魅力やイメージを効果的に発信するパンフレットを作成するもの。

3 契約期間

契約日から令和6年10月18日（金）まで

4 業務の内容

(1) パンフレットの作成及び印刷

企画立案、デザイン、写真撮影、取材を始めとした編集や構成、印刷製本等パンフレットの作成に係る業務一式を行うものとする。

(2) 掲載項目

パンフレットに掲載する最低限の内容等については以下のとおり。

掲載内容
登米市の紹介、マップ、交通アクセス
移住者インタビュー（登米市への先輩移住者）
生活の情報等（緊急時の問い合わせ先、暮らしの情報等）
移住の手続き・流れの紹介
若者世代向け移住情報（各種補助金、結婚支援、施設情報など）
子育て世代向け移住情報（各種補助金、子育て支援、施設情報など）
シニア世代向け移住情報（各種補助金、支援制度、施設情報など）
起業・就業・就農等に関する情報
地域おこし協力隊の募集について
空き家情報バンクについて
移住体験ツアーについて

※登米市ホームページで公開している過去の登米市移住・定住促進パンフレットを参考のこと。

(3) 規格

判型	A4判(縦)
紙質等	コート紙(110kg)
紙面構成	過去に作成したパンフレットを基に、市と協議・調整の上決定する
印刷	両面4色カラー オフセット印刷
ページ数	16ページ
校正	2回以上

(4) 成果品

- ・印刷物 2,000部
- ・電子データ ホームページ掲載用(PDF版などの電子データは、CD-ROMまたはDVD-RMに収納し納品すること。)

(5) 印刷に関しては環境保全の観点から下記の環境印刷を適用すること。

- ・受託者はISO14001の資格を有すること。
- ・ベジタブルインクの採用
- ・グリーン購入法に適合した印刷物であること

(6) 納品先

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市まちづくり推進部まちづくり推進課

4 成果の帰属、秘密及び個人情報の保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、市に帰属する。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を業務中、完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはいけない。

(3) 個人情報の保持

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成17年登米市条例第18号)を遵守すること。

5 著作権等

- (1) 受託者は、本成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)をすべて市に譲渡する。自己の有する著作者人格権は行使しない。